

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部運営委員会規程

平成25年10月1日

自機規程第94号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部規程（平成25年自機規程第93号）第8条に基づき、共創戦略統括本部運営委員会（以下「委員会」という。）の組織運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、共創戦略統括本部と機関及び機構直轄研究施設（以下「機関等」という。）の研究力強化戦略室の密接な連携の下、共創戦略統括本部の運営に関する重要事項を審議する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 共創戦略統括本部長
- 二 共創戦略統括本部副本部長
- 三 理事
- 四 副機構長
- 五 企画戦略室長
- 六 機関等の研究力強化戦略室長
- 七 その他共創戦略統括本部長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、共創戦略統括本部長とする。

- 2 委員長に事故があるときは、共創戦略統括本部副本部長がこれに当たる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 前項に定める場合のほか、委員会は、機構長又は研究力強化戦略室長の求めに応じ、招集することができる。

(職員の出席)

第6条 委員会には、事務局、共創戦略統括本部及び研究力強化戦略室の職員

は陪席することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めた場合には職員を委員会に出席させ、説明させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門的事項等を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター運営委員会規則（平成30年自機規則第33号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センター運営委員会規則（平成21年自機規則第18号）は、廃止する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。